

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正理由

保険料の保険料率等の改定及び子ども・子育て支援納付金に係る保険料率等を定めるため、世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する。

2 改正の内容

(1) 保険料率等の改定（**下線部分**が改正箇所）

① 基礎分及び後期高齢者支援金分の改定

第15条の4、第15条の8、第15条の12

基礎分及び後期支援金分		令和8年度		令和7年度	
保険料率等	賦課割合※ (所得割：均等割)	基礎分 62:38 支援金分 63:37		基礎分 62:38 支援金分 62:38	
	所得割率	10.31%		10.40%	
	基礎分	7.51%	2.80%	7.71%	2.69%
	均等割額	65,200円		64,100円	
	基礎分	47,600円	17,600円	47,300円	16,800円
	賦課限度額	930,000円		920,000円	
	基礎分	670,000円	260,000円	660,000円	260,000円
一人当たり保険料		155,447円		152,673円	
基礎分	支援金分	113,337円	42,110円	112,646円	40,027円
一人当たり保険料 前年度との比較	金額	2,774円		▲3,847円	
	率	1.82%		▲2.46%	

※ 区の賦課割合。特別区共通の賦課割合は、所得割58：均等割42

② 介護納付金分（対象は40歳～64歳の被保険者）の改定

第16条の4

介護納付金分		令和8年度		令和7年度	
保険料率等	賦課割合※ (所得割：均等割)	61:39		61:39	
	所得割率	2.43%		2.25%	
	均等割額	17,800円		16,600円	
	賦課限度額	170,000円		170,000円	
一人当たり保険料		42,609円		39,565円	
一人当たり保険料 前年度との比較	金額	3,044円		66円	
	率	7.69%		0.17%	

※ 区の賦課割合。特別区共通の賦課割合は、所得割58：均等割42

令和8年度保険料の算定の概要は資料1のとおり。

(2) 子ども・子育て支援納付金に係る改正 (下線部分が改正箇所)

① 子ども・子育て支援金について

子ども・子育て支援納付金分の保険料は、こども未来戦略「加速化プラン」で定められた児童手当や育休給付の拡充等の子育て支援を拡充するため、高齢者を含めすべての世代や企業から拠出されるもの(子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号))。

子ども・子育て支援金は医療保険制度(国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険)ごとに保険料が決められ、令和8年4月分から徴収開始となる。

② 子ども・子育て支援納付金分の新設

第16条の6、第16条の7、第16条の8、第16条の9、第16条の10、第19条の6

子ども支援金分		令和8年度	令和7年度
保険 料率等	賦課割合※ (所得割：均等割)	<u>61:39</u>	—
	所得割率	<u>0.27%</u>	—
	均等割額	<u>1,800円</u>	—
	18歳以上均等割額	<u>73円</u>	—
	賦課限度額	<u>30,000円</u>	—
一人当たり保険料		4,227円	—
一人当たり保険料 前年度との比較	金額	—	—
	率	—	—

※ 区の賦課割合。特別区共通の賦課割合は、所得割57：均等割43

令和8年度保険料の算定の概要は資料1のとおり。

(3) 低所得者の均等割保険料軽減額の改定（第19条の2）（**下線部分**が改正箇所）
世帯主と被保険者全員の前年の所得の合計が、下表「①世帯の軽減基準額」以下の世帯は、「②保険料均等割の軽減額」のとおり、軽減区分に応じて均等割額を減額する。

軽減額は、均等割額の改定により変更となるほか、国の軽減基準の改正に伴い、5割軽減及び2割軽減の世帯の軽減基準額を引き上げる。

軽減区分	①世帯の軽減基準額		②保険料均等割の軽減額	
	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度
7割軽減	【変更なし】 43万円＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)	43万円＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)	(基礎分) 33,320円 (支援金分) 12,320円 (介護分) 12,460円 (子ども分) 1,260円 (子ども分(18歳以上)) 52円	(基礎分) 33,110円 (支援金分) 11,760円 (介護分) 11,620円
5割軽減	43万円＋ 31万円 ×(被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)	43万円＋ 30.5万円×(被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)	(基礎分) 23,800円 (支援金分) 8,800円 (介護分) 8,900円 (子ども分) 900円 (子ども分(18歳以上)) 37円	(基礎分) 23,650円 (支援金分) 8,400円 (介護分) 8,300円
2割軽減	43万円＋ 57万円 ×(被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)	43万円＋ 56万円×(被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)	(基礎分) 9,520円 (支援金分) 3,520円 (介護分) 3,560円 (子ども分) 360円 (子ども分(18歳以上)) 15円	(基礎分) 9,460円 (支援金分) 3,360円 (介護分) 3,320円

※ 上記の軽減額の変更に伴い、未就学児の保険料均等割の軽減額も変更（第19条の4）。

保険料率等改定及び保険料軽減額の変更を踏まえた、令和8年度保険料額のモデルケースは**資料2**のとおり

(4) その他所要の改正

第14条の2、第14条の3、第15条、第15条の11、第16条の3、第16条の5、第18条の2、第19条、第19条の3、第19条の5

2(1)から(3)のほか、子ども・子育て支援納付金分の新設等に伴う所要の改正を行う。

3 保険料率等の改定に係る参考資料

(1) 国民健康保険事業費納付金の算定結果について（東京都全体の数値）

令和8年度の納付金は、令和7年度と比較し総額が34億円（0.8%）、1人当たりが7,283円（3.6%）の増となった。

令和8年度納付金の算定結果（東京都作成資料）

事項	R7算定 (確定係数)	R8算定 (確定係数)※	差	伸び率
被保険者数	245万4千人	239万5千人	▲5万9千人	▲2.4%
給付費総額	7,796億円	7,730億円	▲66億円	▲0.8%
1人当たり給付費	317,639円	322,690円	5,051円	1.6%
納付金総額※	4,341億円	4,374億円	34億円	0.8%
1人当たり納付金額※	203,341円	210,624円	7,283円	3.6%

※ 医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額（R8は子ども・子育て支援納付金分を含む）

納付金を算定した東京都は、1人当たり納付金額の主な増理由として、子ども・子育て支援納付金の創設、診療報酬改定等に伴う一人当たりの保険給付費の増加、介護給付費の増加、高齢化に伴う医療費の増加を挙げている。

※ 都内保険料水準の統一を見据えた納付金ベースの統一について

国の方針により、都道府県内の保険料水準の統一を目指すこととされている。

東京都は、保険料水準統一の第1段階として、令和12年度に納付金ベースの統一（納付金の算定に各区市町村の医療費水準を反映させない等）が達成できるよう、令和6年度から段階的に取り組んでいる。

(2) 令和8年度保険料率算定における考え方

① 統一保険料方式について

特別区では、同一所得・同一世帯構成であれば同一保険料となるよう、東京都が算定する納付金の額に基づき、特別区全体の基準保険料率等を特別区長会において設定し、各区が条例で定める「統一保険料方式」を採用している。

② 特別区独自の負担抑制策について

ア ロードマップ（激変緩和措置期間）の終了

平成30年度の制度改革による納付金制度導入に伴う保険料急増への独自激変緩和措置として、国の激変緩和措置期間（6年間）にあわせ、平成30年度は納付金の94%を賦課総額に組み入れ（納付金組入率）、この割合を年1%ずつ引き上げるロードマップを作成し、負担抑制してきた。

このロードマップは、新型コロナウイルス感染症拡大等の特殊な要因により、計画通り進まなかったため、令和6年2月の区長会総会において、当初から遅れた2年分が延長され、令和8年度の達成を目指すこととなり、令和8年度の納付金組入率は、ロードマップのとおり100%となる。

必要な保険料賦課額を「100」とした時の納付金組入率と追加公費負担

年度	納付金組入率	追加公費負担※
平成30年度	100× 94 %	—
令和元年度	100× 95 %	—
令和2年度	100× 96 %	—
令和3年度	100× 96 %	納付金組入率据え置き
令和4年度	100× 97.3%	106億円を追加公費負担
令和5年度	100× 97.3%	納付金組入率据え置き 157億円を追加公費負担
令和6年度	100× 98 %	103億円を追加公費負担
令和7年度	100× 99 %	—
令和8年度	100×100 %	—

※ 令和3年度～6年度の保険料率算定においては、新型コロナウイルス感染症の影響による区民の負担増を抑制するため、特別区では上表のとおり追加公費負担を行った。なお、令和4～6年度は更なる公費負担を行っているため、実際の納付金組入率（基礎・支援・介護合算）は、令和4年度93.8%、5年度92.4%、6年度94.9%となった。

イ 収納率による割戻しの未実施

保険料率の算定において収納率の割り戻しを行った場合、保険料の大幅増につながるため、保険料の未納発生を考慮した収納率による割戻しを行わない（収納率を100%に見込む）ことにより負担抑制を行っている。

4 新旧対照表

資料3のとおり

5 施行期日

令和8年4月1日

令和8年度 国民健康保険料の算定の概要(特別区)

【基礎分(医療分)保険料】
 特別区の保険料総額
 1,884億円

国民健康保険事業費納付金
 (特別区全体) 2,005億円

【加算項目】
 出産育児諸費等
 68億円

【減算項目】
 保険者支援制度等
 188億円

賦課割合
 58

所得割分
 1,093億円

特別区の所得総額
 1兆4,557億円

所得割保険料率
 7.51%

対
 賦課割合
 42

均等割分
 791億円

被保険者数
 166万人

均等割保険料額
 47,600円

**【後期高齢者支援金分
 保険料】**
 特別区の保険料総額
 696億円

国民健康保険事業費納付金
 (特別区全体) 742億円

【減算項目】
 保険者支援制度等
 46億円

賦課割合
 58

所得割分
 406億円

特別区の所得総額
 1兆4,550億円

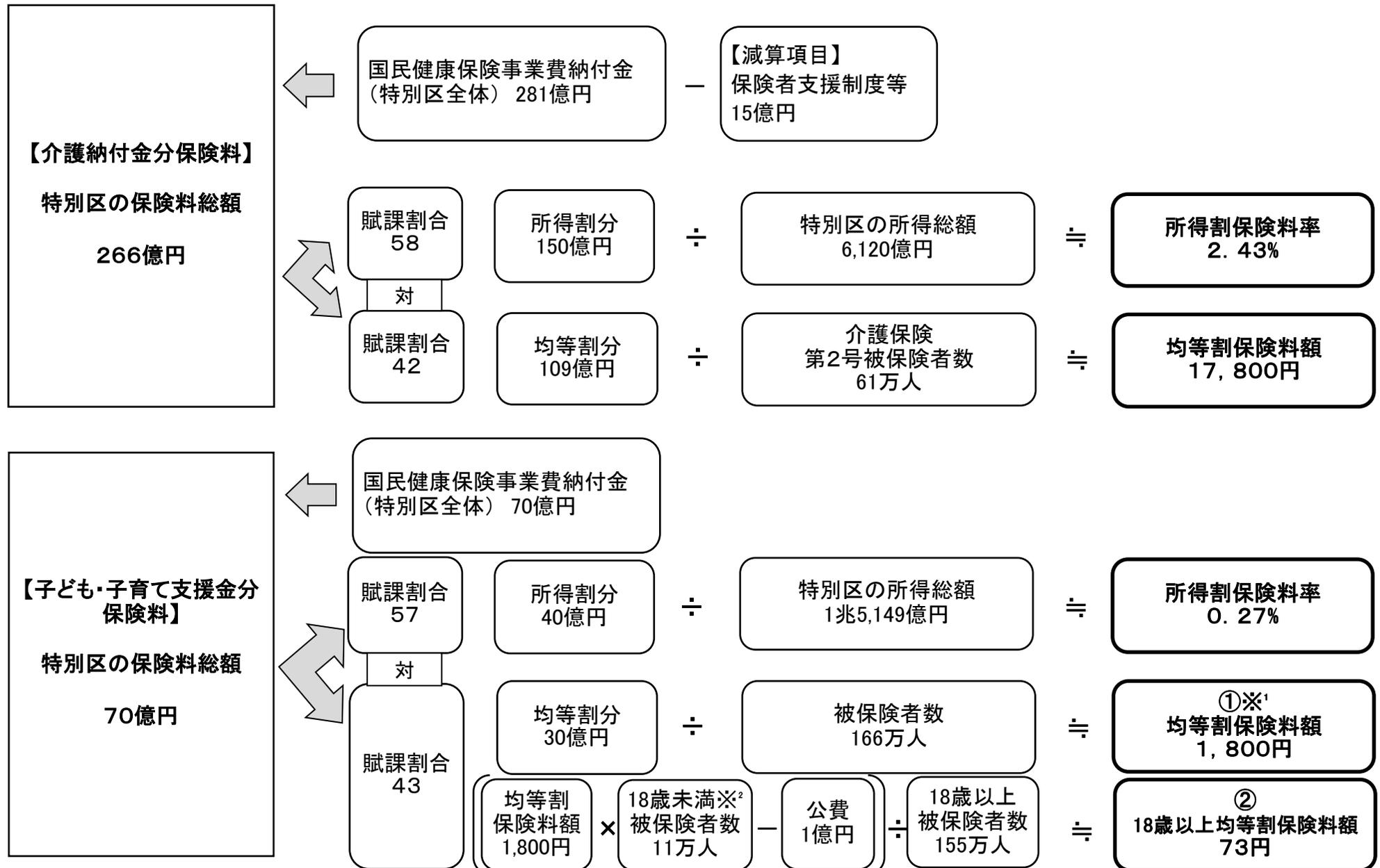
所得割保険料率
 2.80%

対
 賦課割合
 42

均等割分
 294億円

被保険者数
 166万人

均等割保険料額
 17,600円



※¹ 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者についても賦課されるが、全額軽減される。

※² 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者

国民健康保険料率変更の影響（モデルケース） 基礎分・後期支援金分

保険料率等	8年度			7年度		
	基礎+ 支援金分	(内訳)		基礎+ 支援金分	(内訳)	
		基礎分	支援金分		基礎分	支援金分
所得割率	10.31%	7.51%	2.80%	10.40%	7.71%	2.69%
均等割額	65,200	47,600	17,600	64,100	47,300	16,800
賦課限度額	930,000	670,000	260,000	920,000	660,000	260,000

※
年金収入153万円及び給与収入108万円は、
均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)・1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
7年度基準保険料[a](基礎+支援)		19,230	19,230	100,160	216,980	302,779	390,139	478,539	566,939	658,459	757,259	
8年度	保険料 (基礎+支援)	所得割分	0	0	48,457	151,557	236,614	323,218	410,853	498,488	589,216	687,161
		均等割分	19,560	19,560	52,160	65,200	65,200	65,200	65,200	65,200	65,200	65,200
	保険料[b](基礎+支援)	19,560	19,560	100,617	216,757	301,814	388,418	476,053	563,688	654,416	752,361	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	330	330	457	-223	-965	-1,721	-2,486	-3,251	-4,043	-4,898	
	対前年度比[b]/[a]	1.017	1.017	1.005	0.999	0.997	0.996	0.995	0.994	0.994	0.994	

均等割軽減 ⑦:-45,640 ⑧:-45,640 ⑨:-13,040

②年金受給者(65歳以上)・2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
7年度基準保険料[a](基礎+支援)		38,460	38,460	112,980	281,080	366,879	454,239	542,639	631,039	722,559	821,359	
8年度	保険料 (基礎+支援)	所得割分	0	0	48,457	151,557	236,614	323,218	410,853	498,488	589,216	687,161
		均等割分	39,120	39,120	65,200	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400
	保険料[b](基礎+支援)	39,120	39,120	113,657	281,957	367,014	453,618	541,253	628,888	719,616	817,561	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	660	660	677	877	135	-621	-1,386	-2,151	-2,943	-3,798	
	対前年度比[b]/[a]	1.017	1.017	1.006	1.003	1.000	0.999	0.997	0.997	0.996	0.995	

均等割軽減 ⑦:-91,280 ⑧:-91,280 ⑨:-65,200

③給与と所得者(65歳未満)・1人世帯〔世帯主(35歳)のみ〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
7年度基準保険料[a](基礎+支援)		42,450	156,660	229,460	306,420	389,620	472,820	560,180	653,780	752,580	856,580	
8年度	保険料 (基礎+支援)	所得割分	0	91,759	163,929	240,223	322,703	405,183	491,787	584,577	682,522	785,622
		均等割分	19,560	65,200	65,200	65,200	65,200	65,200	65,200	65,200	65,200	65,200
	保険料[b](基礎+支援)	19,560	156,959	229,129	305,423	387,903	470,383	556,987	649,777	747,722	850,822	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	-22,890	299	-331	-997	-1,717	-2,437	-3,193	-4,003	-4,858	-5,758	
	対前年度比[b]/[a]	0.461	1.002	0.999	0.997	0.996	0.995	0.994	0.994	0.994	0.993	

均等割軽減 ⑦:-45,640

④給与と所得者(65歳未満)・2人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
7年度基準保険料[a](基礎+支援)		74,500	195,120	293,560	370,520	453,720	536,920	624,280	717,880	816,680	898,578	
8年度	保険料 (基礎+支援)	所得割分	0	91,759	163,929	240,223	322,703	405,183	491,787	584,577	682,522	785,622
		均等割分	39,120	104,320	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400	130,400
	保険料[b](基礎+支援)	39,120	196,079	294,329	370,623	453,103	535,583	622,187	714,977	812,922	916,022	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	-35,380	959	769	103	-617	-1,337	-2,093	-2,903	-3,758	17,444	
	対前年度比[b]/[a]	0.525	1.005	1.003	1.000	0.999	0.998	0.997	0.996	0.995	1.019	

均等割軽減 ⑦:-91,280 ⑧:-26,080

⑤給与と所得者(65歳未満)・3人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
7年度基準保険料[a](基礎+支援)		90,525	172,685	293,560	402,570	485,770	568,970	656,330	749,930	843,530	902,943	
8年度	保険料 (基礎+支援)	所得割分	0	91,759	163,929	240,223	322,703	405,183	491,787	584,577	677,367	770,157
		均等割分	48,900	81,500	130,400	163,000	163,000	163,000	163,000	163,000	163,000	163,000
	保険料[b](基礎+支援)	48,900	173,259	294,329	403,223	485,703	568,183	654,787	747,577	840,367	923,160	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	-41,625	574	769	653	-67	-787	-1,543	-2,353	-3,163	20,217	
	対前年度比[b]/[a]	0.540	1.003	1.003	1.002	1.000	0.999	0.998	0.997	0.996	1.022	

均等割軽減 ⑦:-138,920 ⑧:-97,800 ⑨:-39,120

⑥給与と所得者(65歳未満)・4人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)+子(1歳・収入なし)〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
7年度基準保険料[a](基礎+支援)		106,550	188,710	319,200	434,620	517,820	601,020	688,380	781,980	875,580	911,343	
8年度	保険料 (基礎+支援)	所得割分	0	91,759	163,929	240,223	322,703	405,183	491,787	584,577	677,367	770,157
		均等割分	58,680	97,800	156,480	195,600	195,600	195,600	195,600	195,600	195,600	195,600
	保険料[b](基礎+支援)	58,680	189,559	320,409	435,823	518,303	600,783	687,387	780,177	872,967	930,000	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	-47,870	849	1,209	1,203	483	-237	-993	-1,803	-2,613	18,657	
	対前年度比[b]/[a]	0.551	1.004	1.004	1.003	1.001	1.000	0.999	0.998	0.997	1.020	

均等割軽減 ⑦:-182,580 ⑧:-130,400 ⑨:-52,160

国民健康保険料率変更の影響（モデルケース） 介護分

保険料率等	8年度	7年度
	介護分	
所得割率	2.43%	2.25%
均等割額	17,800	16,600
賦課限度額	170,000	170,000

※
年金収入153万円及び給与収入108万円は、
均等割のみ世帯の収入上限である。

①給与所得者(65歳未満)・1人世帯〔世帯主(40歳)のみ〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
7年度基準保険料[a](介護)		10,550	36,625	52,375	69,025	87,025	105,025	123,925	144,175	165,550	170,000	
8年度	保険料(介護分)	所得割分	0	21,627	38,637	56,619	76,059	95,499	115,911	137,781	160,866	185,166
		均等割分	5,340	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800	17,800
	保険料[b](介護分)	5,340	39,427	56,437	74,419	93,859	113,299	133,711	155,581	170,000	170,000	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	-5,210	2,802	4,062	5,394	6,834	8,274	9,786	11,406	4,450	0	
	対前年度比[b]/[a]	0.506	1.077	1.078	1.078	1.079	1.079	1.079	1.079	1.079	1.027	1.000

均等割軽減 ⑦:-12,460

②給与所得者(65歳未満)・2人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
7年度基準保険料[a](介護)		18,850	46,585	68,975	85,625	103,625	121,625	140,525	160,775	170,000	170,000	
8年度	保険料(介護分)	所得割分	0	21,627	38,637	56,619	76,059	95,499	115,911	137,781	160,866	185,166
		均等割分	10,680	28,480	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600
	保険料[b](介護分)	10,680	50,107	74,237	92,219	111,659	131,099	151,511	170,000	170,000	170,000	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	-8,170	3,522	5,262	6,594	8,034	9,474	10,986	9,225	0	0	
	対前年度比[b]/[a]	0.567	1.076	1.076	1.077	1.078	1.078	1.078	1.078	1.057	1.000	1.000

均等割軽減 ⑦:-24,920 ②:-7,120

③給与所得者(65歳未満)・3人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
7年度基準保険料[a](介護)		18,850	36,625	62,335	85,625	103,625	121,625	140,525	160,775	170,000	170,000	
8年度	保険料(介護分)	所得割分	0	21,627	38,637	56,619	76,059	95,499	115,911	137,781	159,651	181,521
		均等割分	10,680	17,800	28,480	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600
	保険料[b](介護分)	10,680	39,427	67,117	92,219	111,659	131,099	151,511	170,000	170,000	170,000	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	-8,170	2,802	4,782	6,594	8,034	9,474	10,986	9,225	0	0	
	対前年度比[b]/[a]	0.567	1.077	1.077	1.077	1.078	1.078	1.078	1.078	1.057	1.000	1.000

均等割軽減 ⑦:-24,920 ⑤:-17,800 ②:-7,120

④給与所得者(65歳未満)・4人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)+子(1歳・収入なし)〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
7年度基準保険料[a](介護)		18,850	36,625	62,335	85,625	103,625	121,625	140,525	160,775	170,000	170,000	
8年度	保険料(介護分)	所得割分	0	21,627	38,637	56,619	76,059	95,499	115,911	137,781	159,651	181,521
		均等割分	10,680	17,800	28,480	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600	35,600
	保険料[b](介護分)	10,680	39,427	67,117	92,219	111,659	131,099	151,511	170,000	170,000	170,000	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	-8,170	2,802	4,782	6,594	8,034	9,474	10,986	9,225	0	0	
	対前年度比[b]/[a]	0.567	1.077	1.077	1.077	1.078	1.078	1.078	1.078	1.057	1.000	1.000

均等割軽減 ⑦:-24,920 ⑤:-17,800 ②:-7,120

国民健康保険料率変更の影響（モデルケース） 子ども分

保険料率等	8年度	7年度
	子ども分	
所得割率	0.27%	-
均等割額	1,800	-
均等割額(18歳以上)	73	-
賦課限度額	30,000	-

※
年金収入153万円及び給与収入108万円は、
均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)・1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
7年度基準保険料[a](子ども)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8年度	保険料(子ども)	所得割分	0	0	1,269	3,969	6,196	8,464	10,759	13,054	15,430	17,995
		均等割分	540	540	1,440	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		均等割分(18歳以上)	21	21	58	73	73	73	73	73	73	73
	保険料[b](子ども)	561	561	2,767	5,842	8,069	10,337	12,632	14,927	17,303	19,868	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
対前年度比[b]/[a]		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

均等割軽減 ①:-1,312 ②:-1,312 ③:-375

②年金受給者(65歳以上)・2人世帯〔世帯主(65歳)＋配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	
7年度基準保険料[a](子ども)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8年度	保険料(子ども)	所得割分	0	0	1,269	3,969	6,196	8,464	10,759	13,054	15,430	17,995
		均等割分	1,080	1,080	1,800	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
		均等割分(18歳以上)	42	42	72	146	146	146	146	146	146	146
	保険料[b](子ども)	1,122	1,122	3,141	7,715	9,942	12,210	14,505	16,800	19,176	21,741	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
対前年度比[b]/[a]		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

均等割軽減 ①:-2,823 ②:-2,823 ③:-1,873

③給与所得者(65歳未満)・1人世帯〔世帯主(35歳)のみ〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
7年度基準保険料[a](子ども)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8年度	保険料(子ども)	所得割分	0	2,403	4,293	6,291	8,451	10,611	12,879	15,309	17,874	20,574
		均等割分	540	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		均等割分(18歳以上)	21	73	73	73	73	73	73	73	73	73
	保険料[b](子ども)	561	4,276	6,166	8,164	10,324	12,484	14,752	17,182	19,747	22,447	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
対前年度比[b]/[a]		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

均等割軽減 ①:-1,312

④給与所得者(65歳未満)・2人世帯〔世帯主(35歳)＋配偶者(35歳・収入なし)〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
7年度基準保険料[a](子ども)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8年度	保険料(子ども)	所得割分	0	2,403	4,293	6,291	8,451	10,611	12,879	15,309	17,874	20,574
		均等割分	1,080	2,880	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
		均等割分(18歳以上)	42	116	146	146	146	146	146	146	146	146
	保険料[b](子ども)	1,122	5,399	8,039	10,037	12,197	14,357	16,625	19,055	21,620	24,320	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
対前年度比[b]/[a]		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

均等割軽減 ①:-2,823 ②:-750

⑤給与所得者(65歳未満)・3人世帯〔世帯主(35歳)＋配偶者(35歳・収入なし)＋子(5歳・収入なし)〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
7年度基準保険料[a](子ども)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8年度	保険料(子ども)	所得割分	0	2,403	4,293	6,291	8,451	10,611	12,879	15,309	17,739	20,169
		均等割分	1,080	1,800	2,880	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
		均等割分(18歳以上)	42	72	116	146	146	146	146	146	146	146
	保険料[b](子ども)	1,122	4,275	7,289	10,037	12,197	14,357	16,625	19,055	21,485	23,915	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
対前年度比[b]/[a]		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

均等割軽減 ①:-3,934 ②:-2,810 ③:-1,124

⑥給与所得者(65歳未満)・4人世帯〔世帯主(35歳)＋配偶者(35歳・収入なし)＋子(5歳・収入なし)＋子(1歳・収入なし)〕

年 収		※108万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
7年度基準保険料[a](子ども)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8年度	保険料(子ども)	所得割分	0	2,403	4,293	6,291	8,451	10,611	12,879	15,309	17,739	20,169
		均等割分	1,080	1,800	2,880	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
		均等割分(18歳以上)	42	72	116	146	146	146	146	146	146	146
	保険料[b](子ども)	1,122	4,275	7,289	10,037	12,197	14,357	16,625	19,055	21,485	23,915	
	前年度保険料との比較[b]-[a]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
対前年度比[b]/[a]		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

均等割軽減 ①:-5,245 ②:-3,746 ③:-1,499

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区国民健康保険条例 昭和34年11月10日条例第14号</p>	<p>○世田谷区国民健康保険条例 昭和34年11月10日条例第14号</p>
<p>改正 (略) 令和7年3月31日条例第79号 世田谷区国民健康保険条例</p>	<p>改正 (略) 令和7年3月31日条例第79号 世田谷区国民健康保険条例</p>
<p>目次 第1章 総則（第1条） 第2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条・第3条） 第3章 被保険者（第4条） 第4章 保険給付（第5条—第12条） 第5章 保健事業（第13条） 第6章 保険料（第14条—第24条の6） 第7章 雑則（第25条・第26条） 第8章 罰則（第27条—第29条） 付則 第1条から第14条（略） （保険料の賦課額）</p>	<p>目次 第1章 総則（第1条） 第2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条・第3条） 第3章 被保険者（第4条） 第4章 保険給付（第5条—第12条） 第5章 保健事業（第13条） 第6章 保険料（第14条—第24条の6） 第7章 雑則（第25条・第26条） 第8章 罰則（第27条—第29条） 付則 第1条から第14条（略） （保険料の賦課額）</p>
<p>第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）<u>、世帯主の世帯に属する</u>介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</p>	<p>第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）<u>並びに</u>介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>

改正後	改正前
<p><u>並びに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（同項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u>の合算額とする。</p> <p>（基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1） 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）<u>、介護保険法</u>（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）<u>並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する</p>	<p>（基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条の2、第19条の4及び第19条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1） 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）<u>並びに介護保険法</u>（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する</p>

改正後	改正前
<p>費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金償還に要する費用の額</p> <p>オ 保健事業に要する費用の額</p> <p>カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額</p> <p>エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を</p>	<p>費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金償還に要する費用の額</p> <p>オ 保健事業に要する費用の額</p> <p>カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等及び介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等及び介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額</p> <p>エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等及び介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の</p>

改正後	改正前
<p>除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p style="text-align: center;">第14条の4(略)</p> <p>(基礎賦課額の所得割額の算定)</p>	<p>3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p style="text-align: center;">第14条の4(略)</p> <p>(基礎賦課額の所得割額の算定)</p>
<p>第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則</p>	<p>第15条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則</p>

改正後	改正前
<p>第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第15条の4 第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">第15条の2・第15条の3（略） （基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 所得割 100分の7.51（基礎賦課総額の100分の62に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定す</p>	<p>第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">第15条の2・第15条の3（略） （基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 所得割 100分の7.71（基礎賦課総額の100分の62に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定す</p>

改正後	改正前
<p>る方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>47,600</u>円 (基礎賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>	<p>る方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>47,300</u>円 (基礎賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>
<p>第15条の5から第15条の7 (略) (基礎賦課限度額)</p>	<p>第15条の5から第15条の7 (略) (基礎賦課限度額)</p>
<p>第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、<u>670,000</u>円を超えることができない。</p>	<p>第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、<u>660,000</u>円を超えることができない。</p>
<p>第15条の9・第15条の10 (略) (後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</p>	<p>第15条の9・第15条の10 (略) (後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</p>
<p>第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条 <u>第1号</u> の所得割の保険料率を乗じて算定する。 (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p>	<p>第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>次条</u> の所得割の保険料率を乗じて算定する。 (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p>
<p>第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 所得割 100分の <u>2.80</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の <u>63</u> に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p>	<p>(1) 所得割 100分の <u>2.69</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の <u>62</u> に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p>
<p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>17,600</u>円 (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の <u>37</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>	<p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>16,800</u>円 (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の <u>38</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p>
<p>第15条の13から第16条の2 (略)</p>	<p>第15条の13から第16条の2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(介護納付金賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第16条の3 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>(介護納付金賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第16条の3 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の2.43 (介護納付金賦課総額の100分の61に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき17,800円 (介護納付金賦課総額の100分の39に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p>	<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の2.25 (介護納付金賦課総額の100分の61に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき16,600円 (介護納付金賦課総額の100分の39に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p>
<p>第16条の5 第16条の2の介護納付金賦課額は、170,000円を超えることができない。</p>	<p>第16条の5 第16条の2の賦課額は、170,000円を超えることができない。</p>
<p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</u></p> <p>第16条の6 <u>保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第19条の2、第19条の4、第19条の5及び第19条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)</u></p> <p><u>第16条の9 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 所得割 100分の0.27 (子ども・子育て支援納付金賦課総額から第16条の6第1号のイに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込み額を控除した額を控除した額 (以下、「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。) の100分の61に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)</u></p> <p><u>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1,800円 (子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の39に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</u></p> <p><u>(3) 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人につき 73円 (第16条の6第1号のイに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込み額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</u></p> <p><u>第16条の10 第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができない。</u></p> <p>第17条・第18条 (略)</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納付額)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第17条・第18条 (略)</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納付額)</p>

改正後	改正前
<p>第18条の2 前条第1項本文の各納期の納付額は、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の合算額の9分の1の額とする。</p>	<p>第18条の2 前条第1項本文の各納期の納付額は、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額の9分の1の額とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p style="text-align: center;">第18条の3 (略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p>	<p style="text-align: center;">第18条の3 (略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p>
<p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の10、<u>第16条の2若しくは第16条の7の額又は次条各号、第19条の4各号、第19条の5第1項各号若しくは第19条の6</u>に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p>	<p>第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の10の<u>額若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額若しくは第19条の4各号若しくは第19条の5第1項各号</u>に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p>
<p>2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の10、<u>第16条の2若しくは第16条の7の額又は次条各号、第19条の4各号、第19条の5第1項各号若しくは第19条の6</u>に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した</p>	<p>2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4若しくは第15条の10の<u>額若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額若しくは第19条の4各号若しくは第19条の5第1項各号</u>に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が</p>

改正後	改正前
<p>日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の規定により算定した基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>670,000円</u>を超える場合には、<u>670,000円</u>)、第15条の10の規定により算定した後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合は、260,000円)、第16条の2の規定により算定した介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)及び<u>第16条の7の規定により算定した子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号のエ及びオに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)</u>の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算さ</p>	<p>月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の規定により算定した基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>660,000円</u>を超える場合には、<u>660,000円</u>)<u>及び</u>第15条の10の規定により算定した後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合は、260,000円)<u>並びに</u>第16条の2の規定により算定した介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算さ</p>

改正後	改正前
<p>れる所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する</p>	<p>れる所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する</p>

改正後	改正前
<p>者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>33,320円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>12,320円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>12,460円</u></p> <p><u>エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1,260円</u></p> <p><u>オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人につき 52円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>310,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在</p>	<p>者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>33,110円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>11,760円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>11,620円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>305,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在</p>

改正後	改正前
<p>においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>23,800円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,800円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,900円</u></p> <p><u>エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 900円</u></p> <p><u>オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人につき 37円</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>570,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>9,520円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>3,520円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人に</p>	<p>においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>23,650円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,400円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,300円</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>560,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>9,460円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>3,360円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人に</p>

改正後	改正前
<p>つき <u>3,560円</u></p> <p><u>エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額</u> <u>被保険者1人につき 360円</u></p> <p><u>オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均</u> <u>等割額 被保険者1人につき 15円</u></p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p>	<p>つき <u>3,320円</u></p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p>
<p>第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項、<u>第15条の11、第16条の3、第16条の8及び第19条の5並びに</u>前条の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1号中「総所得金額（同法）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。地方税法）」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p>	<p>第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における<u>第15条第1項及び</u>前条の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1号中「総所得金額（同法）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。地方税法）」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p>
<p>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に定める金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>	<p>第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に定める金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人について当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号アに定める金額を減額した世帯 <u>7,140円</u></p> <p>イ 第19条の2第2号アに定める金額を減額した世帯 <u>11,900円</u></p> <p>ウ 第19条の2第3号アに定める金額を減額した世帯 <u>19,040円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>23,800円</u></p> <p>(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人について当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号イに定める金額を減額した世帯 <u>2,640円</u></p> <p>イ 第19条の2第2号イに定める金額を減額した世帯 <u>4,400円</u></p> <p>ウ 第19条の2第3号イに定める金額を減額した世帯 <u>7,040円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>8,800円</u></p>	<p>(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人について当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号アに定める金額を減額した世帯 <u>7,095円</u></p> <p>イ 第19条の2第2号アに定める金額を減額した世帯 <u>11,825円</u></p> <p>ウ 第19条の2第3号アに定める金額を減額した世帯 <u>18,920円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>23,650円</u></p> <p>(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人について当該アからエまでに定める額</p> <p>ア 第19条の2第1号イに定める金額を減額した世帯 <u>2,520円</u></p> <p>イ 第19条の2第2号イに定める金額を減額した世帯 <u>4,200円</u></p> <p>ウ 第19条の2第3号イに定める金額を減額した世帯 <u>6,720円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>8,400円</u></p>
<p><u>(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額</u></p> <p><u>次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人について当該アからエまでに定める額</u></p> <p><u>ア 第19条の2第1号エに定める金額を減額した世帯 270円</u></p> <p><u>イ 第19条の2第2号エに定める金額を減額した世帯 450円</u></p> <p><u>ウ 第19条の2第3号エに定める金額を減額した世帯 720円</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円</u></p>	
<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額<u>並びに</u>被保険者均等割額<u>及び18歳以上被保険者均等割額</u>（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額<u>及び18歳以上被保険者均等割額</u>）は、当該所得割額<u>並</u></p>	<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第19条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する<u>所得割額及び被保険者均等割額</u>（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の<u>被保険者均等割額</u>）は、<u>当該所得割額及び被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ</p>

改正後	改正前
<p><u>びに</u>被保険者均等割額<u>及び18歳以上被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の16、<u>第16条の5及び第16条の10</u>に定める額を超える場合には、当該額）とする。</p> <p>(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の<u>3</u>各号で定める場合にあつては、出産の日。第24条の6第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて</p>	<p>当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第15条の8、第15条の<u>16及び第16条の5</u>に定める額を超える場合には、当該額）とする。</p> <p>(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の<u>2</u>各号で定める場合にあつては、出産の日。第24条の6第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて</p>

改正後	改正前
<p>得た額</p> <p>(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号において同じ。）に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p><u>(7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(8) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)</u></p>	<p>得た額</p> <p>(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号において同じ。）に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>第19条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の9の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条の2各号、第19条の4第3号及び前条第8号に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第20条～第29条（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">第1条～第10条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（令和8年3月31日条例第 号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の第14条の2、第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第16条の6から第16条の10まで及び第19条から第19条の6までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>	<p style="text-align: center;">第20条～第29条（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">第1条～第10条（略）</p>